

告示

埼玉県告示第千四百九十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる歳入の収納事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

令和五年十二月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

歳入	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県証紙条例を廃止する等の条例（令和四年埼玉県条例第四十四号）の施行に伴い実施するコンビニエンスストアを利用して納付される歳入	北海道札幌市中央区大通東十丁目十一番地四 ウエルネット株式会社 代表取締役社長 宮澤 一洋	令和六年一月四日から令和七年十一月三十日まで